

長崎県建設工事成績評定要領

（目的）

第1条 この要領は、長崎県の所掌する事業に係る建設工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円以上の請負工事とする。ただし、別表1に示す工事については、評定を省略することができる。

（評定の内容）

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等及び構造物条件、技術特性等工事内容の難しさを評価するものとする。

（評定者）

第4条 第3条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は工事の請負契約についての検査を行う者（検査職員）及び監督を行う者（監督員、主任監督員及び担当課長または総括監督員）とする。

（評定の方法）

第5条 評定は、工事成績評定調書（様式1）、工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（別紙－1①から別紙－4④）により、監督、検査、その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。なお、記入方法及び留意事項（別紙－5）及び「施工プロセス」のチェックリスト（別紙－6）を考慮するものとする。

また、「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況（様式2）を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

（評定の通知）

第6条 評定結果の通知は、長崎県建設工事成績評定点通知実施要領の定めるところによる。

（評定の公表）

第7条 評定結果の公表は、長崎県建設工事成績評定書公表実施要領の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、施行日以降契約したものに適用する。

この要領は、平成22年4月1日以降契約したものに適用する。（一部改正）

この要領は、平成24年4月1日以降契約したものに適用する。（一部改正）

別表1 評価を省略することができる工事

災害等の初期活動で、緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事。
機器の納品、部品取替等の工事。※1
草刈り、剪定のための工事。※1
廃業等により工事請負業者が不在の場合。
人力または機械において、海岸に漂着した一般廃棄物を収集し、運搬処分する海岸の機能回復工事。※1
維持的単一工種。
その他、発注者が認めた工事。 (土木部建設企画課長あて協議が必要)

※1 件の請負金額が500万円以上の工事であっても、別表1※1に該当する工事にかかる金額を差し引いた残額が500万円未満であれば、評価を省略することが出来る。